

交付要綱新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条から第11条まで（略）</p> <p>（契約等）</p> <p>第12条 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収その他の方法により競争に付さなければならない。ただし、当該助成事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合はこの限りではない。</p> <p>第13条から第35条まで（略）</p>	<p>第1条から第11条まで（現行のとおり）</p> <p>（契約等）</p> <p>第12条 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収その他の方法により競争に付さなければならない。ただし、当該助成事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合はこの限りではない。</p> <p><u>2 契約の結果、第9条第3項の本助成金の交付決定で通知した助成対象経費が減額となった場合、原則として、本助成金の交付上限額は、契約後の助成対象経費により決定する。</u></p> <p>第13条から第35条まで（現行のとおり）</p>